

# 重要事項説明書

令和6年6月1日

あなたに対する地域密着型通所介護サービス事業・総合事業通所介護事業を始めるにあたって、当事業所が説明すべき内容は次のとおりです。

## 1 法人の概要

法人名称	株式会社 くるる
法人種別	営利法人
代表者の役職及び氏名	代表取締役 三浦 加代子
郵便番号	671-2201
所在地	兵庫県姫路市書写 2604 番地 15
TEL 079-267-7503	FAX 079-227-4621
メールアドレス	1038kururu@nike.eonet.ne.jp
ホームページ	<a href="https://www.kururu-ds.com">https://www.kururu-ds.com</a>
主たる事業内容	地域密着型通所介護、総合事業通所介護、居宅介護支援
開設日	平成 22 年 3 月

## 2、事業所の概要

事業所名	デイサービス くるる
介護保険指定事業所番号	2874005321
開設日	平成 22 年 6 月 1 日
郵便番号	671-2201
所在地	兵庫県姫路市書写 2604 番地 15
TEL 079-267-7503	FAX 079-227-4621
メールアドレス	1038kururu@nike.eonet.ne.jp
管理者	三浦 加奈子
実施地域(送迎可能地域)	(曾左・峰相・白鳥・青山・安室・安室東・高岡・高岡西)以上の小学校区
建物の構造及び延べ床面積	木造 2 階建て 床面積 90.72 m <sup>2</sup>
利用定員	10 名
最寄の交通機関	神姫バス書写西住宅集会所前バス亭より徒歩 3 分

### 3、事業の目的と運営方針

事業の目的	あなたが可能な限り、家庭において、あなたの能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるように心身の機能の維持回復をはかります。
運営方針	① 関係市町、その他の居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 ② あなたの利益になるサービスの質を高めるために、従業者の教育研修を重視し、又最新の情報の収集に努めます。

### 4、従業員

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
生活相談員	0名	2名	2名
介護職員	1名	1名	2名
看護職員		0名	0名
機能訓練指導員		1名	1名
備考	必要に応じて職種又は員数の変更があります。		

### 5、サービス提供の流れと内容

- ① 利用者が依頼した居宅介護支援事業所に受入可能日を伝える。
- ② 担当介護支援専門員の求めに応じ担当者会議に出席し情報の共有をはかる。
- ③ 重要事項説明書及び契約書の締結 / (契約開始)
- ④ 担当介護支援専門員がたてた計画に基づき、通所介護サービスの計画を作成する。
- ⑤ 居宅介護支援事業者からサービス提供票を受取り、サービスを開始する。
- ⑥ 日常生活上の介護全般
- ⑦ 生活上の機能訓練、給食、喫茶サービス、送迎サービス、レクリエーション
- ⑧ 身体状況或いは希望により入浴サービス

### 6、サービス実施の概要

営業日及び営業時間	月曜日から土曜日の午前8時から午後5時まで
通常サービス提供時間	午前8時30分から午後4時まで
休業日	水曜日、日曜日、1/1～1/3
備考	諸般の事情により変更する場合があります。

## 7、利用料金

### 保険適用

地域密着型 通所介護		1日あたりの自己負担額(1割負担分について掲載しております)			
要介護度	利用時間	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護 1		667円	688円	764円	794円
要介護 2		787円	813円	903円	938円
要介護 3		909円	938円	1047円	1087円
要介護 4		1028円	1064円	1189円	1237円
要介護 5		1150円	1189円	1331円	1385円
入浴介助加算		41円	入浴を行ったとき		
送迎減額	-48円	送迎を行わなかった時 片道につき			
処遇改善加算Ⅲ		単位数の8%			
総合事業通所介護		1か月あたりの自己負担額			
要支援1、要支援2、事業対象者		1,696円/月		週1回程度の利用	
要支援2、事業対象者		3,476円/月		週2回程度の利用	
処遇改善加算Ⅲ		単位数の8%			

### 保険適用外

食材費	昼食：300円	外食、テイクアウト時は実費 ※諸般の事情により変更の可能性あり
おむつ代	150円/枚	当月内ご利用時に代替品持参にて料金不要

## 8、苦情を含む相談窓口

当事業所相談苦情窓口	079-267-7503	前項、営業日、営業時間に準ずる
相談場所		利用者の自宅、当事業所の相談室
相談の方法		面談、電話、文書、FAX
相談担当責任者		三浦 加奈子
姫路市介護保険課	079-221-2449	月～金（祝日除）9:00～17:00
兵庫県国民保険団体連合会	078-332-5618	月～金（祝日除）9:00～17:15

## 9、苦情処理

- ① あなたや居宅サービス提供者等から事情を聞きます。
- ② 管理者に報告し、対応策を検討します。
- ③ 検討した内容をあなたに伝えます。

## 10、契約書及び重要事項の変更

記載した内容に変更があった場合、あなたに書面を発行し、面談によって同意を得ます。

## 11、契約書及び重要事項の変更

記載した内容に変更があった場合、あなたに書面を発行し、面談によって同意を得ます。

## 12、秘密保持

- ① 正当な理由なく、業務上知り得たあなたやご家族に関する秘密を漏らしません。
- ② この守秘義務は契約終了後や該当する従業者が事業所を退職した後も同様です。
- ③ あなたの個人情報を用いる場合、あなたの同意が必要となります。
- ④ あなたの同意が得られない場合、サービス担当者会議等で個人情報を共有することができませんので必要なサービスを一体化させることができず、あなたにとって有益ではありません。

## 13、虐待防止

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します
- ② 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します

## 14、家族等への連絡

希望があった場合、あなたに連絡するのと同様、ご家族等にも通知を行ないます。

## 15、情報の記録、保管、開示

- ① あなたへの通所介護(介護予防通所介護)サービスの提供に関する記録をつけ、5年間保管します。
- ② あなたは、その居宅サービス実施記録等を閲覧し、又コピーの交付を受けることができます。
- ③ あなたが契約を解除した後に、他の事業者の利用を希望する場合、あなたが希望すれば、直近の居宅サービス計画等の情報を書面で交付します。

## 16、緊急時の対応

- ① 事故が発生した場合、ご家族、管理者、市町村等に報告します。
- ② 事故の状況を確認し、又、原因を解明し、再発防止策を検討します。

## **17、賠償責任**

サービスの提供に伴って、事業所の責任があった事由によって、あなたに損害を与えた場合、損害を賠償します。

## **18、賠償責任保険**

- ① 保険の加入はしております。契約内容は②のとおりです。
- ② 業務適用内容：居宅サービス

## **19、留意事項**

- ① あなたやご家族に対し、サービスの内容・提供方法等について、できるだけわかりやすく説明を行ないます。
- ② あなたから委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、誠実に業務を行ないます。